



神奈川県

KANAGAWA

令和8年度

マンションアドバイザー派遣事業のご案内

# マンション管理組合の こんな悩みにお答えします!

長期修繕計画は  
どうやってつくるの?

管理規約を  
見直したい!

総会の進め方は?

大規模修繕工事、  
耐震改修工事は  
どうやって進めれば  
いいの?

管理計画認定制度とは?

今の  
修繕積立金の額で  
大丈夫?



派遣料  
無料

マンション管理等に関する専門家マンションアドバイザーを  
あなたのマンション管理組合に無料で派遣し、管理運営等のアドバイスを行います。

マンションアドバイザーとは

マンション管理士\*等の資格を持つ人で、マンション管理の相談経験を有する人です  
\*マンション管理士とは、管理組合の運営、管理規約の改正、大規模修繕工事など、マンション管理に関する  
様々な問題に対し、専門的知識や経験を通して解決を支援する国家資格です。

申込期間

令和8年6月26日(金)～令和9年2月26日(金)

※申込者が多数の場合は、早期に終了します。

派遣対象

神奈川県内に所在する分譲マンションの管理組合等  
(横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市を除く)

※派遣対象外の市については、お手数ですが各市の住宅担当にお問い合わせください。

相談時間・回数

1回につきアドバイザー1～2名、3時間以内。夜間・休日にも対応。  
1管理組合につき年度内最大2回まで利用可能。

## 相談できる内容

### マンションの適正な維持管理や改修に関すること

- 管理委託契約に関すること
- 維持管理費、修繕積立金等財務に関すること
- 管理組合の設立、運営、管理規約に関すること
- マンションの長期修繕計画や大規模修繕等に関すること
- マンションの改修や耐震性の向上に関すること
- 管理計画認定制度に関すること



※次の業務等は、**アドバイザー派遣業務の範囲外**とします

- 測定器等による建物の精密測定、長期修繕計画の策定、修繕工事等の設計書作成
- 見積書比較診断、工事や維持管理業務の受注、業者の紹介等
- マンション居住者間や近隣住民との紛争解決や権利調整業務
- 管理計画認定の申請業務、事前確認審査業務(手続きに関すること)

## 派遣までの流れ

### ① 事前相談を受けてください

マンションの所在地、ご相談内容等を下記の事務局までお電話ください。  
(電話での相談で解決する場合があります。)

### ② 「神奈川県マンションアドバイザー派遣申請書」をご提出ください

派遣申請書に必要事項を記入し、メール又はファックスで事務局にお送りください。  
下記の神奈川県ホームページよりダウンロードできます。

### ③ アドバイザーの選定、派遣日程の調整を行います

事務局が相談内容に応じてマンションアドバイザーを選定し、派遣日程を調整の上、  
派遣決定通知書をお送りします。

### ④ 派遣相談を実施します

アドバイザーが直接、管理組合の会合等、お住まいのマンションに伺い相談を行います。



事務局  
(事前相談窓口)

NPO法人 かながわマンション管理組合ネットワーク

TEL **045-620-6300**

FAX 045-620-6299 メール info@jinkan-net.com

受付時間 10:00~16:00 (土日祝日休業)

詳しくは、[神奈川県ホームページ](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/mansion/adviser.html)をご覧ください

神奈川県 マンションアドバイザー

検索

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/mansion/adviser.html>

